

日訪財発第1号

令和2年4月6日

厚生労働省 保険局 医療課
課長 森光 敬子 様

公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 清水 嘉与子



新型コロナウイルス感染症対策に係る訪問看護関連の要望書

新型コロナウイルス感染症は全世界に拡がり、WHOは3月11日に「パンデミック」を表明しました。わが国でも感染者数が毎日増え続けており、今後、医療崩壊を招かないように、いかに予防するか、いかに悪化防止や健康の回復を図るかが大変重要です。

訪問看護ステーションの看護師は在宅療養生活支援の専門家であり、このような状況下において一層その機能を発揮したいと考えます。

つきましては、下記のことについてご配慮方、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルスの感染拡大を防止し必要な訪問看護を継続するための臨時的対応
精神科の在宅療養者等で訪問看護師等外部からの訪問に対して過剰に反応される場合、又は慢性的な状態で継続して訪問を必要としている、比較的軽度者等に対し、病状観察や心理的支援、服薬確認、療養指導及び家族介護指導等に対し電話やICT（ビデオ通話等）の活用を一時的に認めていただき、訪問看護療養費の算定できるようにご検討いただきたい。
2. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出要件を満たす研修のWEB配信対応
新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、当財団でも2月、6月の当該研修会開催中止に伴い、受講申し込み者から、「精神科訪問看護に行くことができない」、「他のスタッフの負担が増える」、「就職できない」等のクレームが多数届いている。
精神障害のある在宅療養者が訪問看護を利用困難にならないように、精神科訪問看護が提供できる看護師等を増やす必要があるので、早急にご検討いただきたい。

※当財団は訪問看護eラーニングを13年前から配信しており、実績を踏まえて早急に構築を検討したい。